

有資格者による石綿含有資材事前調査報告の義務化（イメージ）

このリーフレットは、法令及び厚労省の資料に基づいて関東運輸局が作成しましたが、内容について厚労省に確認したものではありません。
内容等について疑問などございましたら、所管の労基署にご確認ください。

電子報告が原則となっています。

石綿事前調査結果
報告システム



R4.1.1から
「石綿事前調査結果報告システム」で
報告してください。

システムにログインするためにはGBizIDが必要です。

GBizID取得はこちらから →
gBizID



R4.4.1

R5.10.1



20GT以上鋼製船舶の
解体又は改修工事



報告は
パソコン・ス
martフォンで

石綿事前調査結果の報告〔原則電子報告〕

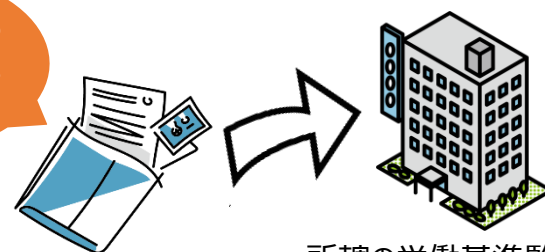
その場合は、
直接、所轄の
労基署に提出
してください。

石綿等の使用の有無にかかわらず、調査と報告が必要です。

R5.10.1から
有資格者による
調査の義務が
開始されます。



ただし紙による
報告も可能と
なっています。



所轄の労働基準監督署

石綿障害予防規則の改正により、

- 令和4年4月1日以降に着工する、総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る。）の解体又は改修工事については、石綿等の使用の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要等を労働基準監督署に対し、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子報告（紙様式でも可）で報告しなければならないこととなりました。
- 令和5年10月1日以降の報告では、有資格者による調査が義務づけられる予定です。
- 報告をせず、虚偽報告をすると50万円以下の罰金等、労働安全衛生法の罰則があります。

（一財）日本船舶技術研究協会HPから報告様式をダウンロードできます。

